

防災教育及び防災研究の振興並びに防災対策の発展に係る 協力に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と静岡大学（以下「乙」という。）は、静岡県内における防災教育及び防災研究の振興並びに防災対策の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、静岡県内における防災教育及び防災研究の振興並びに防災対策の発展を図ることを目的とする。

（基本的事項）

第2条 甲及び乙は、連携・協力し、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 防災教育及び防災研究の振興並びに防災対策の発展に関する事業
- (2) 前号に掲げる事業の推進に必要な情報交換などの交流促進事業
- (3) その他前2号に掲げる事業の推進に必要な事業

（連絡窓口）

第3条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては静岡県総務部防災局防災情報室、乙においては静岡大学防災総合センターとする。

（有効期間）

第4条 この協定は、締結の日からその効力を発するものとし、甲又は乙から相手方に対して文書により協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年12月16日

（甲）静岡県知事

（乙）静岡大学長